



平成 19 年 5 月 22 日

各 位

会社名 みずほ信託銀行株式会社
代表者名 取締役社長 池田 輝彦
本店所在地 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
コード番号 8 4 0 4 （東証第一部、大証第一部）

自己株式（優先株式）の取得枠設定に関するお知らせ

（会社法第 1 5 6 条第 1 項の株主総会決議に基づく取得）

当社は、平成 1 9 年 5 月 2 2 日開催の取締役会において、平成 1 9 年 6 月 2 6 日に開催を予定しております定時株主総会に、下記の通り自己株式（優先株式）の取得枠設定について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

今回の自己株式（優先株式）の取得枠設定に関しましては、当社の財務健全性の改善を背景に、現在取得請求期間内にある優先株式の転換に伴う普通株式の希薄化の可能性を抑制すると共に、資本の質の向上を推進する観点から、取得実施に先立ち、定時株主総会で取得枠を設定するものであります。

記

1. 自己株式の取得枠設定を行う理由

「当社普通株式希薄化の可能性の抑制」並びに「資本の質の向上」を推進するための機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第 1 5 6 条第 1 項の規定に基づき、株主総会の決議により自己株式（優先株式）の取得枠を設定するものです。

2. 自己株式取得枠の内容

（1）取得する株式の種類及び数

第一回第一種優先株式 上限 2 8 0, 5 6 5, 3 7 2 株

（2）株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額

以下の優先株式につき、以下の取得価額の総額を限度として、金銭を交付する

第一回第一種優先株式 上限 6 0 0 億円

（3）株式を取得することができる期間

平成 1 9 年 6 月 2 6 日開催予定の定時株主総会の終結の時から 1 年を超えない期間内

[ご参考] 当社の発行済優先株式の概要

名称	第一回第一種優先株式	第二回第三種優先株式
当初発行日	平成 11 年 3 月 31 日	平成 14 年 3 月 26 日
発行株数 (残存株数)	3 億株 (280,565,372 株)	8 億株 (8 億株)
発行価額	1 株につき 500 円	1 株につき 150 円
発行総額 (現在残高)	1,500 億円 (140,282,686,000 円)	1,200 億円 (1,200 億円)
株主名及び保有比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100%	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100%
優先利益配当金	1 株につき年 6 円 50 銭	1 株につき年 1 円 50 銭
取得比率 (参考：取得価格)	6.098 (約 82 円)	2.423 (約 62 円)
取得比率の修正条項	現在の取得比率は期中上限取得比率と同じであるため、一斉取得日まで修正されない。	平成 30 年 7 月 1 日まで毎年 7 月 1 日に、所定の算式により算出される取得比率（注 1）が、現在の取得比率を上回る場合に修正される。
期中上限取得比率	6.098	3.311
一斉取得（注 2）	平成 31 年 1 月 31 日までに取得請求がなかった優先株式は、平成 31 年 2 月 1 日（一斉取得日）をもって、所定の算式により計算した数の普通株式となる。	平成 31 年 1 月 31 日までに取得請求がなかった優先株式は、平成 31 年 2 月 1 日（一斉取得日）をもって、所定の算式により計算した数の普通株式となる。

注 1) 当該優先株式 1 株当りの発行価額（150 円）を、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる取得比率。

注 2) 取得請求可能期間中に取得請求のなかった第一種および第三種優先株式は、一斉取得日をもって、当該優先株式 1 株当りの発行価額を一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。この場合、当該平均値がそれぞれ次に定める金額を下回るときは、第一種および第三種優先株式 1 株当りの発行価額をそれぞれ次に定める金額で除して得られる数の普通株式となる。

第一種優先株式 80 円

第三種優先株式 当該優先株式 1 株当りの発行価額（150 円）を当初の取得比率（2.423）で除した額の 75%に相当する額

以 上

ご注意：本リリースは、上記の自己株式（優先株式）の取得枠設定を株主総会に付議することに関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。